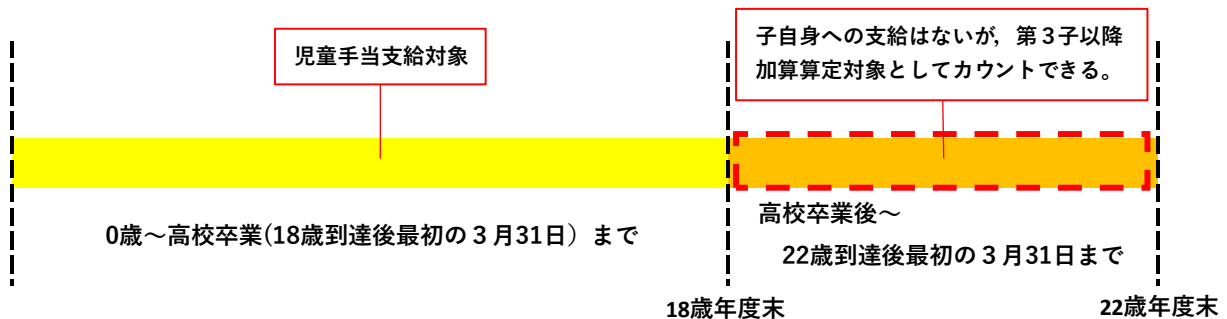


# 児童手当

## 高校等を卒業後も継続してお子様を養育する場合の手続きについて

### 第3子以降加算の概要

令和6年10月児童手当制度改正により、児童手当の第3子以降加算（1万円→3万円）の算定対象が大学生年代（22歳到達後最初の3月31日）までに延長されました。



これにより、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで、高校等を卒業するお子様について、第3子以降加算の算定対象として、児童手当を支給します(【例】表2)。確認書の提出がない場合は、高校等を卒業したお子様を算定対象とせずに児童手当を支給(減額)します(【例】表3)。

【例】※子①②③の年齢は参考です。

【表1】

3月31日まで

| 子①<br>(18歳) | 子②<br>(15歳) | 子③<br>(12歳) |
|-------------|-------------|-------------|
| 第1子         | 第2子         | 第3子         |
| 10,000円     | 10,000円     | 30,000円     |

※高校等卒業前

【表2】

4月1日以降(確認書提出あり)

| 子①<br>(18歳) | 子②<br>(15歳) | 子③<br>(12歳) |
|-------------|-------------|-------------|
| 第1子         | 第2子         | 第3子         |
| -           | 10,000円     | 30,000円     |

※高校等卒業後

【表3】

4月1日以降(確認書提出なし)

| 子①<br>(18歳) | 子②<br>(15歳) | 子③<br>(12歳) |
|-------------|-------------|-------------|
| -           | 第1子         | 第2子         |
| -           | 10,000円     | 10,000円     |

※高校等卒業後

※お子様の進学・就職・婚姻・出産等に関わらず、受給者がお子様を養育していれば申請の対象になります。お子様が自立して生活する(養育しない)場合(裏面Q&A参照)は、申請の対象外です。

### 申請が必要な方

以下2点すべてに当てはまる方

- ・高校等を卒業後も継続してお子様を養育する場合。
- ・大学生年代(22歳到達後最初の3月31日)までのお子様を3人以上養育している(うち1人以上は高校生以下)場合。

### 提出するもの

- ・「額改定認定請求書」
- ・「監護相当・生計費の負担についての確認書」

【注意】申立て内容に疑義が生じた場合、追加の関係書類の提出をお願いすることがあります。

### 申請期間

高校等を卒業後(4月1日)の翌日から15日以内に申請した場合は、4月分から加算算定対象となります。申請が遅れた場合は、原則として、申請のあった月の翌月分から加算算定対象となります。

例) 4月10日に申請した場合→4月分から対象      4月20日に申請した場合→5月分から対象

高校等を卒業するより前に申請する場合は「見込み」の状況を記入してください。



詳細については市ホームページもご参照ください ▶

<https://www.city.minamikyushu.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraika/kosodateshien/1/8803.html>



# 確認書についてのQ&A



**Q. 監護相当，生計費の負担とはなんですか？**

**A.**

子に対して経済的負担があることをいいます。

経済的負担とは，

(ア)監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること

(イ)生計費の相当部分の負担をしていること

以上2点を規定しています(児童手当法第6条第2項第2号)。

**Q. 子が社会人の場合は算定対象となりますか？**

**A.**

就労している場合でも，申立人(受給者)の収入によって，日常生活の全部または一部を営んでおり，かつ，これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合には算定対象となります。

※確認書を提出する際には，経済的負担について証明する関係書類を添付してください。

**Q. 子が婚姻した場合や，出産した場合は算定対象となりますか？**

**A.**

婚姻・出産（子自身が児童手当の受給者となっている場合を含む。）に関わらず，申立人（受給者）が監護相当・生計費の負担の要件を満たす場合には，算定対象となります。

※確認書を提出する際には，経済的負担について証明する関係書類を添付してください。

**Q. 経済的負担について証明する関係書類とはなんですか？**

**A.**

- ・生活費または家賃等の送金記録の写し
- ・子が居住している物件の賃貸契約書の写し
- ・子の加入医療保険の確認書類（被扶養者の場合に限る）
- ・食料品や生活必需品の配送伝票（品名の記載あり）など

上記以外の経済的負担について証明する関係書類がある場合は市役所窓口へご相談ください。